

柏市環境保全条例施行規則の一部改正について

令和5年度 第3回柏市環境審議会

2024年3月22日(金)

1 改正の背景

- 柏市では、柏市環境保全条例及び柏市環境保全条例施行規則において、水質汚濁防止法の適用対象とならない施設のうち、汚濁負荷の大きい施設(4施設)を特定施設として、市独自の排水規制を行っています。
- 特定施設を設置する工場・事業場については排水基準を定め、排出される水に対し規制を行っておりますが、排水基準は国が定める基準に準じています。
- 令和4年3月10日に環境大臣から中央環境審議会会長に対し、「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る基準等の見直しについて」諮問したところ、中央環境審議会から「六価クロム化合物に係る排水基準を見直すこと」、「大腸菌群数について、新たな衛生微生物指標である大腸菌数に見直すこと」が適当であるとの答申がなされました。
- これらの趣旨を踏まえ、国において「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」が令和6年1月25日に告示されたことから、柏市環境保全条例施行規則に定める排水基準を同様に改正するものです。

2 改正の内容

1. 六価クロム化合物の許容限度(排水基準)の改正

現行	改正後
0.5mg/L	0.2mg/L

2. 生活環境項目及び許容限度(排水基準)の改正

現行	改正後
大腸菌群数 (単位 一立法センチメートルにつき個) 日間平均 3,000	大腸菌数 (単位 一ミリリットルにつきコロニー形成単位) 日平均 800

3 改正の経緯と施行期日

R4.3.10 環境大臣から中央環境審議会に対し、排水基準の見直し等について諮問



R5.6.27 中央環境審議会が、六価クロム化合物の排水基準を0.2mg/Lとすることが適当であると答申



R5.11.28 中央環境審議会が、規制項目を大腸菌数とし、その排水基準を800CFU/mLとすることが適当であると答申

※CFU: Colony Forming Unit(コロニー形成単位)



R6.1.25 水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令告示



R6.3.22 令和5年度第3回環境審議会



R6.4.1 柏市環境保全条例施行規則改正、六価クロム化合物の排水基準の施行



R7.4.1 大腸菌数の排水基準の施行

4 柏市環境保全条例の対象施設と施設数

号	施設の種類	施設数
1	油缶その他の空き缶の再生業の用に供する洗浄施設	0
2	ばい煙又は粉じんの湿式処理施設	0
3	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 牛房施設(牛房の総面積が100㎡以上) イ 馬房施設(馬房の総面積が100㎡以上) ウ 鶏舎(鶏の飼養羽数が1,000羽以上)	1
4	手賀沼流域の飲食店等に設置されるちゅう房施設で総床面積が100㎡以上のもの(特定ちゅう房施設)並びに特定ちゅう房施設の排水処理施設 ※水質汚濁防止法等の特定施設(浄化槽等)において処理されるものを除く。	12